

令和4年白老町議会産業厚生常任委員会会議録

令和4年 2月28日（月曜日）

開 会 午前 9時59分

閉 会 午前11時54分

○会議に付した事件

所管事務調査

- ・マイナンバーカードの運用と今後の利活用について
-

○出席委員（7名）

委員長	広地紀彰君	副委員長	森哲也君
委員	及川保君	委員	西田祐子君
委員	久保一美君	委員	長谷川かおり君
委員	貳又聖規君		

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

町民課長	久保雅計君
町民課主査	佐々木真弓君
町民課主査	田中智之君
町民課主任	安藤啓一君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	本間力君
主査	八木橋直樹君

◎開会の宣告

○委員長（広地紀彰君） ただいまより産業厚生常任委員会、所管事務調査を行います。

（午前 9時59分）

○委員長（広地紀彰君） 先月に引き続き、本日はマイナンバーカードの運用と今後の利活用についてを調査し、前回と本日の調査結果を踏まえて委員の皆様の意見をまとめ、3月会議で報告をいたしたいと思います。

それでは、事前に配布したマイナンバーカードの現状と利活用について、たくさん資料を用意していただきましてお手をいただいたことに感謝したいと思います。その資料に沿って説明をいただいてそのご質疑を行ってまいりたいと考えております。担当課よりは、久保町民課長、佐々木町民課主査、田中町民課主査、安藤町民課主任がお見えになっております。よろしく願いいたします。

説明をお願いいたします。

久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） 資料に従いまして説明させていただきますが、資料のご確認をいただきたいと思います。表紙がありまして、マイナンバーカードの現状と利活用についてという両面のもの1枚、資料1から資料7、追加で参考資料を付けさせていただきました。全部そろっていますでしょうか。

では、早速説明をさせていただきます。1、マイナンバーカードの交付状況について、資料1を御覧ください。こちらにつきましては白老町や周辺の東部の市町の交付件数と交付率、また胆振管内の計、北海道の計、全国の計と交付率、こちらを載せております。白老町につきましては、5,449件で交付率33.3%。胆振の計が153,834件で交付率40.2%ということで、白老町のほうが低い状況になっております。

続きまして、資料2、マイナポイント事業第2弾についてでございます。こちらは国の補正予算の資料から抜粋させていただいております。前回もご説明したかもしれませんが、情報が更新されている部分もあり再度ご説明させていただきますが、ポイントの対象となるカードの申請期限、こちらマイナンバーカードですが、令和4年9月末となっております。また、ポイントの申込期限は①から③の共通で令和5年2月末となっております。①マイナンバーカードの新規取得、こちらは5,000円分のポイントが付くことになっておりまして、令和4年1月1日から実施中でございます。令和5年2月末日までの申込期限。マイナポイント事業第1弾でポイント付与の上限に達していない方、例えば4,000円相当のポイントしか頂いていない方は残りの1,000円分を申請することができるということで上限に達するまでポイントが付与されます。また、令和3年5月以降にマイナンバーカードを申請した方が、カード受取後マイナポイント事業の申込みを行い、選択した決済サービスでチャージやお買い物をすると、付与率25%、2万円利用で上限5,000円ということになりますが、ポイントがプレミアム方式で付与されるものでございます。②健康保険証として利用申込、こちらは7,500円分のポイントとなります。マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込みを行う、すでに利用申込みを行った方もいらっしゃると思いますのでこちらも含まれます。申込みを行うと

7,500円分のポイントが直接付与されるもので、こちらは令和4年6月ころ申込みの開始を予定しております。

続きまして、③公金受取口座の登録、こちら7,500円分のポイントとなります。こちらは公金受取口座の登録を行うと7,500円分のポイントが直接付与されます。令和4年6月ころから申込開始予定でございますが、現時点ではマイナンバーカード方式による所得税の確定申告での登録申請により還付口座を登録した場合のみ手続きが可能となっております。こちらマイナポータルのほうからスマートフォンで確定申告を行う方式が唯一できる手段となっております。それ以外の口座登録手続きの詳細については今後公表される予定となっております。

続きまして、資料3から6になります。3、健康保険証としての利用についてでございます。資料3につきましては、マイナンバーカードの健康保険証利用について、いろいろな情報が載せられております。これは令和4年1月ということで最新版の情報でございます。何度かこちらについては国のほうでも通知されまして、この前が11月、その前が9月、7月という感じで2か月に1度くらいずつこちらの情報が更新されている状況でございます。①申込の手続き・方法につきましては、スマートフォンやパソコン、パソコンについてはカードリーダーが必要になってきます。セブン銀行ATMやマイナンバーカードの保険証対応している医療機関で申込すると原則1度申込すると継続されて保険証利用ができるとなっております。活用方法につきましては、後ほど説明させていただきます。②利用可能な医療機関につきましては、資料4になりますが2月13日現在、全道で1,028か所、白老町、室蘭市、登別市、苫小牧市で利用可能な医療機関は61か所でございます。町内は白老町立国民健康保険病院1か所のみとなっております。町では、令和3年9月から町民課でカードリーダー付きのパソコンによる健康保険証の利用支援業務を開始しております。1月末で702名の支援を実施済みでございます。最新の情報では2月25日現在で778名の支援を終えております。参考までに前回12月末の状況では585名の方ですので、順調に伸びてきているのですが若干伸びが落ちてきているのかという状況はありますが、前回お話ししたかもしれませんが、後期高齢者医療保険証をお持ちの方でまだマイナンバーカードの申請されていない方につきましては、広域連合からカードの申請をしませんかという勧奨のお手紙が送られておりますので、そちらが行き渡りますとお問い合わせが増えてまた申請が増えるのかと思っておりますが、いかにせんマイナンバーカードを作らないと健康保険証のステップに進めないものですから、どうしてもタイムラグが発生してきますが、お問い合わせは多分増えてくるのではないかとこちらでは見ております。続きまして③活用方法でございます。資料3に載っておりますが、代表的なものを申し上げますと、i、特定健診の情報がご自分で確認することができるようになります。ii、薬剤情報、こちらにつきましては令和3年9月以降に処方された薬の情報等が確認することができるようになります。iii、マイナンバーカード利用可能な医療機関で医療費の支払いが限度額までの自己負担で済むようになります。iv、医療費通知情報が閲覧可能となり、確定申告の医療費控除に活用可能となり、こちらは令和3年9月診療以降分となりますので、令和3年度の確定申告に使うにはそれ以前の8月までの情報が取得できないものですから、こちらにつきましては使い勝手がよくなるのは来年度以降のものになるのかと思っております。

資料5に、高額医療費制度を利用される皆様へという資料がございます。こちらの6ページを御

覧いただきながら、具体的な例をご説明したいと思います。上限額は年齢や所得額によって異なります。②69歳以下のほうのページを御覧いただきながら資料6によって説明をさせていただきたいと思います。こちらのメインにつきましては、5歳の被保険者職区分がウです。住民税が課税される方になるのですが、同一月にAの病院に入院し、窓口で3割負担の30万円、医療費負担は3割ですので総医療費としては100万円という計算になります。100万円の負担で3割ですので30万円の負担になります。ただ、限度額適用認定証を所持、または申請はしていないという方の場合ですが、自己負担額は30万円となりまして、左側の黄色に塗っている部分の限度額適用認定証提示なしのところを見ていただくと30万円と、この場合高額療養費の申請が必要になってきます。そうすると申請から支給までが3か月以上かかってしまうこととなります。申請した後に高額療養費として支給されるのが、限度額が87,430円になりますから差額の212,570円が後から戻ってくるようになります。ただ、限度額適用認定証を所持していない方はこの負担になりますが、もし持っていた場合はどうなるかということで右側の例がありますが、限度額適用認定証提示ありとなりますと、限度額が87,430円、こちらの支払いで医療費の支払いは済むこととなります。計算の仕方は下の欄に8万100円不足総医療費100万円から26万7,000円を引いて1%掛けて不足と8万7,430円という計算になっております。限度額適用認定証を持っている、いないということでこのような差が出てくるのですが、マイナンバーカードを保険証代わりに使った場合、限度額適用認定証の申請をしていなくても右側の限度額適用認定証提示ありという方と同じ扱いになります。ということは8万7,430円の医療費の支払いで済むということになってくるということでございます。そのほかに食事代がかかるのですが、それは医療費とは違いますがそのような計算になるということで、マイナンバーカードをお持ちで健康保険証利用できる医療機関でマイナンバーカードを健康保険証利用すると8万7,430円の負担で済むということで自己負担が軽くなるという例になっております。

続きまして、4、運転免許証としての利用について、こちらは資料が古くて申し訳ないのですが最新の状況が資料7のような令和2年11月の資料になっておりますが、当初予定は令和8年中からということだったのですが、免許証利用としての利用が令和7年3月に前倒しをして全国で利用できるよう道路交通法改正を国会に提出する予定となっております、こちら現行マイナンバーカードにある情報に運転免許証の情報を搭載することになります。こちら利用できるようになってくることとなります。詳しいところは警察庁で所管しておりますのでこちらのようになりますが、今まで運転免許証、健康保険証を持っていたところがマイナンバーカード一つで、二つを合わせた形で利用することができるようになるので、今後いろいろな場面で利用する範囲が広がっていく状況になるかと思えます。

最後に、参考資料としてお渡ししたのですが、マイナンバーカードの有効期間と基準年齢の取扱いについてというのがつい最近出たのですが、民法の成年年齢が20歳から18歳に令和4年4月1日から引き下げられることになりましたので、こちらの有効期限についても取扱いが変わります。基準年齢18歳となるので、有効期限の取扱いが今までは20歳以上が有効期限10年だったのが、4月1日以降は18歳以上が有効期間10年となることで変わっておりますので参考までに資料として付けさせていただきました。以上簡単ですが資料の説明を終わらせていただきます。

○委員長（広地紀彰君） ただいま説明が終わりましたので、委員からの質疑をお受けしたいと思います。

います。質疑のあります方はどうぞ。

西田委員。

○委員（西田祐子君） 最後のマイナンバーカードと運転免許証の一体化というのは、今すぐできるし、警察署に行って手続きをするのか、その辺をもう少し詳しく教えてください。

○委員長（広地紀彰君） 久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） 説明が不足していたかもしれません。当初、令和8年といていたところが令和7年に早まったところがあります。もともと国のほうではもう少しかかるような予定をしていたのですが、早めたということで便利になるようにとのことも含めて進めるようにとのことで今回国会に提出する予定になっているということでございます。1年までは行きませんが早めているということでございます。

○委員長（広地紀彰君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時18分

○委員長（広地紀彰君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） 当初は、令和8年中からと国では考えていたのですが、令和7年3月までにやるという法案を国会に提出することに、早めるように進めることになりました。

○委員長（広地紀彰君） 西田委員。

○委員（西田祐子君） そうなりましたら、運転免許証を更新する人たちは警察署の窓口でマイナンバーカードを持って行ってやるのか、白老町役場から証明書か何かを受け取って行くのか。その辺もまだ何も決まっていないと理解してよろしいのですか。

○委員長（広地紀彰君） 久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） 詳しいところまで通知されていないので、こちらに書いている情報しか申し上げられなくて申し訳ないのですが、今まで運転免許証の更新手続きは警察署でやっていたので、そこは変わらずやと思います。また、住所が変わった場合もICチップに書き込みをして運転免許証も新しい住所を搭載していたと思うので、その辺の流れがおそらくマイナンバーカードに搭載することで変えていくのかと思われま。ICチップの中に情報がある程度入れながら更新する形、同じようにICチップが入っていますのでそこでの情報というふうになるのではないかと思います。まだ詳しいところはこれ以上の資料は示されていないので、我々としてもこのように活用できるということは分かるのですが、国としても都道府県でも先行して運転免許証のゴールドカードの更新の講習があります。30分でやるのですが、自宅でもできるように何か所かの都道府県を抽出して簡素化の手続きをするようなことも進めているので、デジタル的に進めているようなことはやってきているようですので、なるべくそのような方向に進むように、今回はコロナの影響もあったので恐らく優良者講習についてはそのようなこともやっていっているのではないかと想像できるのですが、北海道としても優良者講習についてはオンラインでできることになっているということです。補足まで申し上げさせていただきました。

○委員長（広地紀彰君） ほかに質疑をお持ちの方。

及川委員。

○委員（及川 保君） このマイナンバーカード、西田委員から運転免許証の関係で質問があったのですが、なかなか進まないというのは、間違いなくこのようになるのですというのがあまりないからなのです。健康保険証にしても使える範囲が決まっていて、受ける側もきちんとした機械がないと無理なのです。まちでは町立国民健康保険病院だけですということ、今の説明の中でも後つけていろいろ利便性は向上するような状況が見えています。それがこれからもどんどん変わっていくような状況と、そのように受け止めていると思うのです。その辺りの大きな課題があると思うのです。白老町の交付率が33.3%、他の市町よりも低いという状況です。個人的なことで申し訳ないのですが、私の父は早くにマイナンバーカードを作っているのですがほとんど利用する場面がないのです。持っていてどこへ行ってしまったかと大騒ぎをして探したりして、見つけたりするのです。その辺りの大きな課題があるのです。常に日頃から使える、利便性が向上していろいろなところで使える状況になってきているようなので、住民が制度を活用していく、利便性を求めて利用されるような状況をぜひ早期に国の絡みだから厳しい面もあるだろうけれど、そうしなければなかなか思うような普及はできないのではないかと私は思っているのですが、その辺の考え方を伺いたいと思います。

○委員長（広地紀彰君） 久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） 先ほど医療機関、白老町、室蘭市、登別市、苫小牧市での健康保険証利用できる医療機関61か所、これは2月13日現在の状況でございますが、2月20日現在でいきますと68か所と少しずつではあるのですが、毎週少しずつ件数が増えてきている状況でございます。全道でも2月13日現在1,028か所と申し上げたのですが、2月20日現在で1,090件と毎週少しずつ増えている状況であります。この話は前回もさせていただいたかもしれないのですが、設備投資するのに1台目は無料で配布されるのですが、2台目以降は補助金が付いて自己負担が発生する部分もありますし、大手やチェーンは1か所に1個という感じで、分けられて輩出する部分は自己負担が発生する状況があるのですが、どうしても医療費を請求する以上システムが入っているのです。それをするエンジニアが設定するのに回れない状況、コロナ禍の影響でどうしても行きづらいつつ、医療機関で感染者が増えているとなかなか入れないという状況もあるかと思えます。設定作業も時間がかかると、少し前まではパソコンが確保できない、半導体が足りない状況で、そのような話もあってなんとなく全部遅れてきている状況があって、国内全体で体制が整わない状況もあって、国の健康保険証の利用も当初は昨年4月からと言っていたのですが、始まったのが10月20日と半年も遅れているのです。その後全部が全部遅れてきているわけで、その辺のつけが回ってきている部分もあるのですが、国のほうも先ほどの資料3の健康保険証利用についての資料も約2カ月に1回情報が更新されていると説明させていただきましたが、そのような状況で国のほうも少しずつ便利になってきていることを更新していることで、一朝一夕にできるようなものではなくて、先ほどの確定申告の情報も結局は去年の9月以降の医療費の情報しか取れないということは、まだ完全に軌道に乗っていない部分があるのかということもあって、全体的にきちんとうまく回っていないのかと思えます。逆に我々としてはこれから便利になりますので作ってくださいというスタンスでお願い

する。そのようなやり方でなければどうしても理解をいただきづらいのかと思いますので、一度作られた方で有効期限が5年でパスワードの更新するときにお声がけをして、健康保健証のひも付けもできるのでやっていきませんかとそのようなことで小さなことですが、そうすれば病院で、この病院へ行ったら健康保険証でも使えますという説明をして、アピールしていくということも含めて、あとは広報などでお知らせするなどというやり方で進めていく、国の情報を伝えていくということしかないのかということですがそのような対応させていただいていますし、これからもやっていこうと考えています。

○委員長（広地紀彰君） 及川委員。

○委員（及川 保君） 全く、久保町民課長がおっしゃられているとおりでと思うのです。先ほど申し上げたように国がきちんとこのようになるのだということが、次々と足してくるような感じで少しでも利便性を図ろうという思いで進めていると思うのですが、どのまちでどのようにするという状況ではないので、いずれにしても間違いなく個人としての利便性は高まるという状況を説明していくしかないのだらうと思います。そこら辺を重点的にぜひ進めていただければと思います。

○委員長（広地紀彰君） 久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） ただいまいただいたお話も参考にさせていただいて、いらっしゃった方に少しでもお伝えできるように、なるべく分かりやすく説明させていただいて高齢化もどんどん進んでくる中で、少しでも分かりやすく、先ほどご説明しましたけれど先ほどの例は69歳以下の方の例ですが、70歳以上の方はもっと段階的に医療費としては安くなる傾向が高いですから、そのようなところを使っていただくようにご説明すれば自己負担も少なくて済むことにつながっていきますので、やはり一時的に持ち出しが出るよりは、最初から負担が軽く済んだほうが3か月なり4か月なりお金がかからなくて済むということもメリットとしてありますので、そのところを説明させていただきたいと思っています。

○委員長（広地紀彰君） ほかに質疑をお持ちの委員。

貳又委員。

○委員（貳又聖規君） 本日は、資料をここまで作り込みいただきありがとうございます。3回質問をしていきたいので端的に答えながらお願いしたいと思います。

まず、こちらの利活用の資料の裏面の3、健康保険証としての利活用の③活用方法の特定健診情報・薬剤情報が確認可能と薬剤情報の確認が可能、これに関連しての質問です。なぜこの質問をするかというと、国や北海道のその流れに自治体が取組みをしていくという流れにあって、最近鈴木知事が新年度に向けた北海道の在り方を各政策分野、この重なり合ところをつなげながら、そこからシナジーを生み出していくところに力を入れていくというお話もありました。そのような中で政策提言的なお話にもなるのですが、冒頭で薬剤情報があります。これは単純に皆さんお薬手帳を持っていますが、その役割を果たすということでしょうか。その1点を伺います。端的にお願いいたします。

○委員長（広地紀彰君） 久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） こちらご本人から医療機関に提出してよいという同意をいただくとい

う前提になりますが、お薬手帳の代わりのように、先ほど申し上げた令和3年9月以降という条件が付きますが、確認することはできるようになります。

○委員長（広地紀彰君） 貳又委員。

○委員（貳又聖規君） こちらは町民課なので、健康福祉課サイドの話にもなるのですが、久保課長はそちらのほうも精通されているので質問いたしますが、特定健診の情報についてなのですが、これが資料3のほうでいくと、9ページの特定健診情報・薬剤情報について、とはという受信者情報、特定健診結果情報などが入っているわけです。特定保健指導の対象基準などが入っているというところで、健康保険証となることによって本町が抱えている町民の健康問題、特定健診の受診率向上に使えるものになってくると。そこで、最終ページの今後の展望、ここで順次機能を拡大していきます。医師等と共有できる情報は、現在は、薬剤情報・特定健診等の情報のみですがとなっているわけです。そこで、2回目の質問になるのですが、この特定健診の中でいくと町民の皆さんは、町が主催する特定健診に参加する場合もある。ただ、例えば苫小牧市の王子総合病院だとか苫小牧市立病院等で年に1回特定健診的なことを行っている方々もいらっしゃる。けれども町の現状としては、そのような情報が本当は町の保健師のほうへ情報提供があれば、苫小牧市で受診された方ですが、これもカウントされるのです。カウントされるのですが、それがなかなかない。けれども、今度はそのような苫小牧市で受診されている方々が町のほうへ情報提供した場合には、特定健診の受診者としてカウントされますという部分を確認させてください。

○委員長（広地紀彰君） 久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） 今のお話ですが、おそらく同じような状況が網羅されて、全て特定健診と同じ必要な情報が網羅されている健診であれば、情報を提供することになって医療機関から情報提供いただければ、受診率は上がります。

ただ、一つ問題があって、北海道のほうがそのようなところで音頭取りをしてしっかり進めれば、もっと受診率は上がって、白老町だけの問題ではなくてというところがあると思うので、これをきっかけに受診率が伸びてくれば白老町としては非常によいのかと思います。

○委員長（広地紀彰君） 貳又委員。

○委員（貳又聖規君） 町民課長の業務範囲から少し広がる質問で申し訳なかったのですが、正にそのとおりなのです。国、北海道、そのような流れでくる業務ですから、デジタル庁があってこのような取組みになっていく、その中でいかに活用していくかというのは本町の政策のつくりどころの腕の見せ所なのです。久保町民課長がおっしゃったように、国のいろいろな動きを見極めなければならぬけれど、少なくとも健康保険証の関係は、特定健診の情報が確認可能となるのは、そのタイミングがいつだとしても、必要なのは健康福祉課との連携によって、このマイナンバーカードをいかに有効活用していくかというところが必要になってくると思うのです。これからは政策につなげていくというところしていくと、他課との連携が必要になっていくわけなのですが、そのようなところでマイナンバーカードの申請の窓口は町民課だけれども、その政策づくりはいろいろな部分が出てくると思うのです。その辺の動きが令和4年度以降、何かチームなりをつくりながら考えていくことが必要だと思っただけの質問なのです。

マイナンバーカードから広がった話にはなるのですが、その辺について端的に課長の思いとして

お聞かせください。

○委員長（広地紀彰君） 久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） こちらについては委員がおっしゃられるとおりに連携は必要ですし、連携あって然るべき部分であると思います。我々はどちらかというとい保険者の立場に町民課としてはなりませんし、健康福祉課はどちらかというとい直接住民の方に対して保健指導ですとか、栄養指導ですとか、そのような部分で関わってくる部分で、具体的な数字を基に説明するのが保健師、栄養士の立場となると思います。やはり情報がデータを見ながら指導をしていくこととなりますのでデータとなると特定健診の情報、ご自分でも、スマートフォンで見られるようになるということであれば、自分も見ながら説明を受けることもできますし、どうであったかと過去の分、ただ、今データが何年もないという部分があります。これから、先ほど私が申し上げたとおり、先を見据えるとやっておくと過去の分がだんだん見れることとなりますので、そのようなところも見ながら、自分で去年は、一昨年はどうだったか、数値はよくなったかというところも含めて自分でも確認できるとなりますので、そのようなところも我々としても訴えていく部分になりますので、今、介護と保健、保険者のほうと連携しながら年に何回か研修会も開いてその中で意見交換もしています。健康保険証を管理する立場としての話として、このようなのがあるのですというのは、我々のほうから伝えていって、あちらはあちらで情報交換するということで職員の中でも意見交換、情報交換していって進めていきたいと考えます。

○委員長（広地紀彰君） 関連してお聞きします。今の議論は大変興味深い議論だったと思うのですが、特定健診の受診率の関係ですが、もしデータ提供だけたとしたら、それは受診率に跳ね返ってくるというお話です。そうすると当然、保険者努力支援の関係にも好影響があると考えてよろしいのですか。確認を込めてです。

久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） 受診率が向上すれば加算にはなりますので、そちらのほうも目指して、我々の立場と保健指導の立場とありますけれども連携する部分当然出てきますし、関わりはありますので、今回コロナの影響があってもここ1、2年、受診率のほうは下降気味にならざるを得ない状況ではありますが、それ以前は少しずつ伸びてきた事実もありますので、それを落とさないように少しでも受診していただく機会、情報提供していただく場を設けて、受診率向上につなげていって、努力支援制度の活用にも寄与していければと考えています。

○委員長（広地紀彰君） 久保委員。

○委員（久保一美君） 単純な質問なのですが、これから不定期ではあるけれどもいろいろなものが積み重ねて少しずつよくなってきますというのは、説明を聞いてなんとなくイメージ的に分かりました。初期のころにマイナンバーカードを取得した人、その人たちはあまりメリットがない時期にマイナンバーカードを作っているのです。これから順を追っていくうちに、サービスが増えれば増えるほどメリットを感じてマイナンバーカードを作る人が増えていくと思うのですが、初期の段階で作った人に対しての情報提供のフォローなど、そのようなものはイメージ的に思い浮かばないのですが、そこら辺はどのようなようになっているのか。

それと、頭の回転のよい人はこのような説明がピンと来る人もいるのだけれど、例えばこのよう

な医療制度の話だとか、そのようなものに対しての行政としてのフォロー体制など、そこら辺もイメージがわからないので説明をしていただきたいと思います。

○委員長（広地紀彰君） 久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） 初期にマイナンバーカードを作られた方への周知の関係ですが、5年経つとカードの電子証明の有効期限が切れますので、通知は差し上げることになります。そこで、来庁していただいて手続きをするということで、その際に健康保険証利用しませんかというようなお声かけなどはさせていただいています。町民の方全体になりますが広報等で周知するなど、そのような周知に今のところはなっている状況であります。あとはマイナンバーカードを使う場面は確定申告などで使うと思いますが、そのような場面かというイメージであります。

制度の周知という部分でいくと、どのような制度があるのかについては、例えば75歳に到達されて後期高齢者になられてマイナンバーカードに入られた場合このような制度になっていますと。今までと若干違って、先ほど言った限度額証という制度も限度額適用認定証という制度もあるので説明させていただいて、最初から申請をいただく形で住民税非課税の方についてはある程度メリットが受けられるような形で申請書も送って、提出していただく形での説明もさせていただいていますので、ある程度の部分としてはできている部分はあると思いますが、完璧にできているかというところではない部分もありますので、その辺についてはご本人が分からない場合ご家族なりにご説明して、少しでも理解いただく形で考えています。お亡くなりになって手続きにご家族の方がいらしたときに、例えばご主人が住民税課税で、奥様が非課税の扱いで、ご主人が亡くなった場合は課税の方が亡くなられたら非課税の世帯になる場合、非課税になった場合にこのような制度があるので、申請していただくと医療費の自己負担が安く済みますという説明をさせていただいているので、そのようなところをなるべく分かりやすく説明させていただいているつもりです。今後も、そのような事例があった中でよく分からなかったという声を聞いた場合、振り返って今後に生かしていく中で少しでも理解していただけるように我々としては説明をさせていただきたいと考えています。

○委員長（広地紀彰君） 久保委員。

○委員（久保一美君） 次に聞きたいのは、今、マイナンバーカードの存在は、このような言い方をしては失礼かと思いますがたいして重要性はないのかと思います。でもこれからだんだん重要性が重たくなります。これもまた単純な質問なのですが、もし仮に紛失した場合の適切な手順などはきちんとしていますか。

○委員長（広地紀彰君） 佐々木町民課主査。

○町民課主査（佐々木真弓君） マイナンバーカードを紛失した場合の手続きの流れですが、まずシステム機構へ一時停止と言いまして、他者に悪用されないように停止をかけます。これは電話でできますので、本人がかけてもいいですし、こちらに来ていただければこちらのほうから停止のお電話をシステム機構のほうへ一報入れて止めます。どこからか出てくる可能性もありますので、まず様子を見るという方はそこで終わりなのですが、かなり探して見当たらないがマイナンバーカードを作りたいとなった場合には、今度は再交付となりますと料金がかかるのです。マイナンバーカード自体の料金が800円と電子証明を入れるのであれば200円、両方合わせて1,000円なのですが、

有料にはなるのですが、また最初に手続きしたのと同じ形で申請をしていただければ新しいマイナンバーカードが届きますので、その際に警察のほうへ紛失したという届け出をしていただきまして、紛失届の番号をいただきまして、こちらのほうで手続きの際にその番号を書類に記載していただきまして、紛失届と再交付の申請は1回目と同じやり方で手続きしていただければ、今でしたら1か月後くらいにはマイナンバーカードが届きます。その際に料金をこちらで徴収する流れになっております。

○委員長（広地紀彰君） 久保委員。

○委員（久保一美君） まだ運転免許証とは合体していないのですか。健康保険証とか複数のものが凝縮したときに、そのようなときに手続きが複雑になって時間がかかるなど、運転免許証だとすぐに復活しなければ直接翌日から困るなどそのような心配もあるので先ほど質問したのです。

○委員長（広地紀彰君） 佐々木町民課主査。

○町民課主査（佐々木真弓君） 健康保険証につきましては、今のところ紙の健康保険証自体もなくなるわけではないので、今は両方持つということになっていきますので、マイナンバーカードをなくしたとしても紙の健康保険証でそのまま今までどおり受診していただくことが可能かと思いません。

運転免許証についても、具体的にどのようになるかは出ていませんが、両方持ちがあり得るのか、統一してしまうのか、そこら辺は答えられないのですが、健康保険証に関しては紙とマイナンバーカードの両方持ちとなっていますので手続き関係はないと思います。

○委員長（広地紀彰君） 久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） 今のところ健康保険証なども併用の形になりますので、まだ全部の医療機関に行き渡るのに、国も目標は来年度末までに9割と言っていますが、どうなるかはまだ見えてこない段階なのでしばらくの間健康保険証とマイナンバーカードの併用になると思いますし、運転免許証も同じような形である程度の期間併用していくのではないかと、運転免許証の切り替えがない方についてしばらく運転免許証はそのまま持つという運用もありますので、その辺について逐次情報は公表されていくと思いますので、我々としても国の動向を見ながらご説明は丁寧にさせていただいて、紛失された場合は速やかに手続きをしていただいたり、今までどおり健康保険証をなくされた場合は、運転免許証をなくされた場合と同じような形で並行してやるような形になると思いますので、その辺については我々としても常に情報把握に努めていきたいと考えます。

○委員長（広地紀彰君） 久保委員、若干文言の確認なのですが、紛失時に「現状ではたいして重要ではないカード」というご発言があったのですが、「今後一層重要になってくるであろうカードであろう」という主旨だということによろしいですね。

○委員長（広地紀彰君） ほかの委員の皆様、質疑をお持ちの方はいらっしゃいますか。

長谷川委員。

○委員（長谷川かおり君） 今日はたくさん資料ありがとうございます。とても参考になりました。

資料2の中でマイナポイントの付与方式なのですが、健康保険証利用申し込みだけ直接付与方式となっていますが、プレミアム方式ポイント付与25パーセントと直接付与方式の違いをお聞かせく

ださい。

○委員長（広地紀彰君） 久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） ただいまの件でございますが、マイナンバーカードを新規に取得した場合のプレミアム方式というのは、例えば電子マネーでいきますと2万円をチャージすると後から5,000円分のポイントが付いてくるという形で処理されることとなります。直接付与ということで、ひも付けしている決済手段のところポイントが付くと考えられます。ですので、健康保険証と公金受取口座、こちらの申し込みにつきましては直接付与というのは直接ポイントが付くということになると思われま。

○委員長（広地紀彰君） 長谷川委員。

○委員（長谷川かおり君） 自分のカードなどの中に入るということで理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（広地紀彰君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時58分

○委員長（広地紀彰君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

森副委員長。

○副委員長（森 哲也君） 2回にわたって詳しく説明していただき資料もたくさん頂きましたので、説明を聞けば聞くほど、資料を読めば読むほど作ったほうがいいカードなのかと感じながら読んでおりました。

私は作ったほうがよいかと思っているのですが、この間マイナンバーカードを持っていない町民の方とお話してみまして、そこで交付されていない方々の話を聞くと、今後の方向性としてひも付けすればするほど便利になるのだと思う側面もあるのですが、個人情報が集約されていくことを理由に作らないのだと言われている方もおられて、そこを踏まえてなのですが、セキュリティ面のことも聞きたいと思っております、詳しい部分になってしまうと総務課の方になってしまうと思うので、流れでいいので、今までマイナンバーカードは初期の段階から何回かシステムが変わってきたと思うのですが、今後まだひも付けが増えるために大きな流れとしてはセキュリティも強化がされていくものなのか。今後のセキュリティ面を分かる範囲でいいのですが今後の流れを伺えたらと思います。

○委員長（広地紀彰君） 久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） ただいまの件でございますが、例えば健康保険証の関係でいきますと病院でマイナンバーカードをかざして受付をする際に、顔で認証する場合とパスワードを入れる場合と両方あるのですが、仮にパスワードを入れたときにパスワードを盗まれるかということ、後ろから覗かれない限り見えないと思います。それは通常のクレジットカードなどの暗証番号と同じことになると思いますので、マイナンバーカード自体に情報が入っているかということに入っていないということになりますので、そこから読み込んで相手側のサーバーにデータがいて、そこから返ってくる情報を基に、医療機関としてはこの人の健康保証の番号は何番だという形で認識するので、直

接カードの中の情報を読み取るというやり方ではないので、その辺の問題は多分ないのかと思います。

ですので、どちらかというと言語免許証や健康保険証のような感じのイメージでマイナンバーカード自体も、ただ番号は書かれていて住所と生年月日は書かれていますが、そこから何かわかるかという、そのような感じのものではないかと思うのですが、国はやはりここが根幹なところですので、セキュリティの面についてはかなり厳しくやっているので、おそらく直接カードには情報を入れなくてデータを連携してやり取りをする方式を取っていることになっていると思います。

○委員長（広地紀彰君） 森副委員長。

○副委員長（森 哲也君） 今の説明は具体的で分かりやすかったのですが、今後交付率上昇を目指していく上でセキュリティ面を気にしている方が多くおられますので、今後セキュリティ面は安心だという部分の発信、このようなこともどんどんしていくことが利便性プラスセキュリティ面も安全なのだと発信していくと交付率の上昇につながるのかと思ひまして質問させていただきました。

もう1点なのですが、今後の利活用についても伺いたかったのは、国の今後の動向は資料を見て分かったのですが自治体独自の動向という部分になってくるとコンビニエンスストアで住民票が取れるか取れないかの部分は、自治体独自のマイナンバーカードの活用にかかってくると思います。

交付率が上昇してくることによって、何人か町民に聞かれ私自身も試しに行って決算審査委員会のときに質問させていただいたのですが、そのときより時間がたったので確認したいのですが、白老町ではコンビニエンスストアで住民票の交付はできない状況になっておりますが、今後のマイナンバーカードを活用しての住民票の取り寄せは白老町においては今後そのようになっていくのか今後のスケジュールを確認したいのです。

○委員長（広地紀彰君） 久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） ただいまコンビニエンスストア交付の件でございますが、国では規格の統一というシステム上の統一化を図るということで進めています。これは住民基本情報だけではなく、各種基幹業務についてはシステムの標準化を進めておまして、確実にこうとは言い切れない部分がございますが、システムの標準化をある程度進めるということは、全国画一である程度同じようなことが業務としてできるようになるのではないかとということにも裏返ってなると考えられますので、コンビニエンスストア交付が白老町としてはできていない状況ですが、業務的に統一されてくればシステムの運用上同じような形で運用できるようになれば、我々としてもコストを極力かけずに利便性は向上させていけるということであれば、コンビニエンスストア交付できるような体制ができるように我々も考えたいと思ひますし、国のほうでも住民票の交付だけではなく、今何をしているかという、逆に手続きの中で添付する書類を減らそうという動きもありますので、そうなりますと必要な業務を減らしていくようなことになれば、わざわざコンビニエンスストアまで行かなくても手続きは済むという流れにいずれはなるのではないだろうかと思ひますので、その辺も見極めながら我々としても動いていきたいと思ひしております。

○委員長（広地紀彰君） 森副委員長。

○副委員長（森 哲也君） 大変詳しく教えていただきありがとうございます。今後の利活用流れ

を理解することができました。

○委員長（広地紀彰君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時06分

○委員長（広地紀彰君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ほかに質疑をお持ちの委員。

西田委員。

○委員（西田祐子君） マイナポイントの使えるお店ですが、今のところ町内では少ないのかというイメージがあるのですが、どのように使えるようにしているのか。町としての考え方だけ教えていただければと思います。

○委員長（広地紀彰君） 久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） マイナポイントの使えるお店、電子マネーで使えるお店というとなナコですとかワオンですとかというコンビニエンスストアなどだと大抵は電子マネーが使えるはずですので、そのようなところでの活用は可能かと思えますし、一般のお店でもそのような決済の端末を導入されているところについては使えるようになっていると思えます。電子マネーで決済できれば使えると考えられます。端末があるかどうかということかと思えます。

○委員長（広地紀彰君） 町民目線に立ってメリットも明らかにしながら窓口対応に努められていることとお察しします。これからも周知と利用促進に向けて努力していただきたいと考えています。

それでは退席をいただきたいと思えます。町民課の皆様ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

○委員長（広地紀彰君） 休憩を閉じ、委員会を再開いたします。

それでは、ただいまの所管事務調査の中で様々な協議を行ってまいりました。お手元に第1回の所管事務調査のときの意見を端的にまとめさせていただいたものを配布させていただきましたのでお手元にご用意ください。

私どもで押さえているのは、前回は5点です。特に若い町民への申請呼びかけが重要ではないかというご意見。制度などの情報収集に努め、メリットをしっかりと把握、より研究を進めるべきだというご意見。役場庁舎窓口での告知など、PRすべきではないかというご意見。マイナンバーカードのイメージを向上させてはというご意見や、白老町としてのマイナンバーカードの押さえや進め方を明らかにすべきではないかというご意見をいただいております。

さらに本日、私のほうで押さえさせていただいた部分としては、町内利用上の課題が若干あるのではないかというご意見、やはりもっと使い勝手という部分が広がっていくことを期待するご意見がありました。また、利活用が相乗効果を生み出していくべきだと、具体的には健康情報を捉えて本町の健康上の課題だとかを明らかにしていったり、政策づくりに生かしていける余地があるので

はないかと、そのような相乗効果を生み出すべきではないかという視点でのご意見。また、関係課として、具体的には健康福祉課と出ておりましたが連携していくべきではないかというご意見。また、既存の利用者にも機会をとらえて周知を図るべきというご意見。あと、安全性を懸念する町民の方がいらっしゃることを踏まえ、安全性も周知を図るべきではないかというご意見もいただいております。

このような部分を中心に、委員会としての意見をまとめていってほしいと思いますが、さらにこの場で皆様からこのようなことも大事ではないか、より強調すべきではないか、そのようなご意見があれば伺いたいと思います。

西田委員。

○委員（西田祐子君） 今委員長がおっしゃったことで大体よいのではないかと思います。

付け加えていただけるのなら、町立病院がマイナポイントを使えるようになるべく早いうちに機器を準備してできるような体制にしていいただければありがたいと思います。そのようにすることによって多くの町民が、特に高齢者の方々が使っていただけるのではないかと思います。

○委員長（広地紀彰君） 町立病院を含め様々な施設で利活用が図られるべきということによろしいですね。

ほかにご意見をお持ちの委員はいらっしゃいますか。

貳又委員。

○委員（貳又聖規君） 役場庁舎における業務量の改善につながると思います。今後、将来的には口座情報などがセキュリティの問題がありますが、例えば登録されたのであれば、私でしたら子供が入学するとなると各課から関連する手続きがきたり、自分の親でいくとコロナの関係で口座番号を書く作業が出てきます。まちも郵送物がたくさんあってと、これがきちんと1本化になるのであれば町の職員の業務量が減りますし、郵送料のコストも削減されますし、そのようなところがさらなる行政サービスの向上につながるのかと思うので、ぜひ今後将来に向けての庁舎内における業務改善ではないのですが、そのような検討する場面をつくるべきかと思います。これはかなり業務量が削減されるのではないかと私は感じております。

○委員長（広地紀彰君） まさにDX（デジタルトランスフォーメーション）推進が求められている中、そのような情勢を踏まえたご意見ではないかと拝聴しておりましたが、そのような役場での効率化、具体的な例として口座情報の利活用、業務量節減に向けた、将来に向けてどのような利活用が庁内で進められるべきかということをしっかり検討していくべきではないかと。このような意見でよろしいですね。

及川委員。

○委員（及川 保君） 西田委員や貳又委員から出された意見はぜひ入れていただきたいと思いません。

もう1点、当初からマイナンバー制度、国が推進しようとしたときに様々な意見が出ていた中で、セキュリティの問題、それぞれの資産などが役場の全て情報をとって把握されてしまうのではないかと心配がされていたのです。そのようなことがいまだに尾を引いている可能性があるものですから、そのようなところを払拭する努力も必要ではないかという意見があったように、非常に役

場としては庁舎内での効率化を含めたら大きなメリットが出るはずなのです。住民もカード1枚で済むという状況もPRに入れて宣伝していただきたいと思います。

○委員長（広地紀彰君） 前回はイメージを向上させるべきという意見とも共通していますし、及川委員が言われたようにセキュリティの問題もありました。情報利用上の懸念、勝手に悪用されてしまうのではないかと、なんでも役場に知られてしまうのではないかとといった情報を利用されてしまうのではないかとということもご指摘いただきましたので、そのような文言で記載させていただくということによろしいですか。

ほかにご意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広地紀彰君） それでは、このような趣旨を踏まえて、正副委員長で案を作成し皆様にお目を通しいただきたいと思います。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広地紀彰君） それでは、そのように進めてまいりたいと思います。

これにて、所管事務調査を終了いたします。

続きまして、2、次期所管事務調査について、事務局にもご用意をいただきました。これまでの調査事項の一覧がございます。御覧いただきたいと思います。

過去5年程度、私も関係課を見てきたのですが、課の統廃合もだいぶ進みまして偏りが見られる状況になっています。まず大前提に、今回の年間テーマはコロナ禍を捉えた産業振興と町立病院建設を見据えた3連携についてとなっております。このテーマを踏まえて次期所管事務調査を考えたのですが、業務負担の公平化の観点から直近でやった課を除くと私のほうで押さえている近々でやっていない課を拾うと、まず病院、健康福祉課、高齢者介護課、産業経済課、あとは所管事務調査でとれるようになった政策推進課、ただしこれは産業・福祉の分野に限ります。ということでさらに今副委員長とも協議をさせていただいたのですが、健康福祉課と病院は皆さんご承知のとおりで、そのようなことも言っていない状況ではないかという部分もあるのですが、さすがに職務に専念していただくべきではないかと思ひまして、その次ある程度ワクチン接種も進んでいるので落ち着いてくるのではないかと思うのですが、次期所管事務調査としては健康福祉課と病院は外してはどうかと考えておりました。もしそうだとすると高齢者介護課か産業経済課、政策推進課となります。一応、高齢者介護課長と産業経済課長には打診をしてお受けできるという返答は得ております。

ただ、関係課の個別計画に少し中途半端感があります。産業観光計画が今ようやく全員協議会に俎上に上るような状況ですし、キラ老いだとか障がい福祉の関係などの個別計画も昨年改訂して今年2年目に入っている状況なのです。案としてということではないのですが、例えば私の考えとしてあったのは産業のほうで、今のコロナ禍の現状と対応について令和4年に向けた対応をどのように図るべきなのかという観点で、令和2年にも1度行ってはいるのですが、現状把握と今後の対策づくりについて産業経済課に所管事務調査を取っていくというのも、コロナ禍を捉えた産業振興というテーマを考えるとそれも一案なのかなと思ひてはおりました。ただ、これにとらわれず皆様からご意見があればぜひ伺いたいと考えて臨んでおりますので、何かご意見ありましたらどうぞ。

西田委員。

○委員（西田祐子君） 今、委員長がおっしゃられたようにいろいろ難しい部分があるかと思いますが、白老のまちとして基本的にやらなければならないことはやっていくべきだという姿勢だけはきちんととってやっていただきたいと思います。その中で、今一番白老町で問題になっているものは漁業関係だと思うのです。近年非常に水揚げ高が落ちておりまして、コロナ禍によりまして価格も高くなっていない下げ止まりの状況が続いているのです。それに比べて牛肉のほうは結構高止まりしている現状なのですが、漁業関係がやはり多いときは40数億円の売上でしたが、今は半分くらいまで下がってきている現状において、ここら辺を平成29年にも1度やってはいるのですが、近年の漁業関係を取り巻く環境は非常に厳しくなりまして赤潮の対策などで道東の漁業関係が壊滅的な状態になりました。白老町も去年はサケがほとんど獲れていない状況で価格も上がっていない。だからといってスケトウダラは獲れてはいるのだけれど魚体が小さくてタラコが小さくて売り上げにつながっていない。そのようなところをきちんと議会としても把握するべきではないかと思うので、できればこのようなところもポイントとして調査していただければと思います。

○委員長（広地紀彰君） 一つのご意見ということで添えたいと思います。

ほかにご提案をお持ちの方はいらっしゃいますか。

及川委員。

○委員（及川 保君） 西田委員から出た案と、委員長がおっしゃった部分を正副委員長でまとめていただければいいと思います。

○委員長（広地紀彰君） 私のほうでコロナ禍ということで捉えましたが、西田委員がご指摘いただいたとおり、正に事実として大変な状況に陥っているといた部分をしっかり捉えていくべきではないかと思えます。漁業という観点でしっかりと絞っていく、もしくはコロナ禍のことも含めて、漁業協同組合ともしばらくお会いしていないので、西田委員がおっしゃったとおり平成29年が最後になっていて、この後に漁業環境がかなり厳しくなっているのです、サケは4分の1の漁獲量ですから、コロナ禍のことも含めて今アンケートを直近で実施したのです。第80くらいになります。コロナ禍の状況、情報収集の最新版もあります。そのようなことも含めて漁業振興の関係は私どものほうで関係課に、特に漁業についてはしっかりとデータを含めて資料提出もいただいて、それに対して意見を反映させていく必要があると思いますので、そのような捉えでよろしいですか。

西田委員。

○委員（西田祐子君） 私は、漁業関係については、できればほかのところに被害があって漁業の落ち込みの激しいところ、そのようなところがどのような対策をしているのか、北海道の支援もどのようなになっているのか、そのようなところも含めてぜひ調査していただければと思います。

○委員長（広地紀彰君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時45分

○委員長（広地紀彰君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次期所管事務調査につきましては、コロナ禍や漁業の不振等を捉え危機的な産業にある産業分野

をどのように振興を図っていけるかといった内容で構成をしていき、文言等進め方については正副委員長、事務局、関係課と協議の上で進めていきたいと思いますが、そのようなことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広地紀彰君） それでは、そのように進めてまいります。

続きまして、3、その他、何かお持ちの方はどうぞ。

森副委員長。

○副委員長（森 哲也君） 分科会についてですが、2月は年間計画では分科会の開催予定でしたが今回開催できませんでした。理由として2点ありまして、1点目はコロナウイルス感染が拡大している状況だということ、もう1点はマイナンバーカードについて今回所管事務調査を取って取りましたが、マイナンバーカードと関連する団体を見出すことができなかったという理由もごさいます。それで、基本的には今後所管事務調査になっているものを分科会として取り上げたいという考えなのですが、所管事務調査の内容によっては関連団体を見出すことが困難な場合がございます。その場合は所管事務調査と少し離れた形で相手方を見つけていきたいと考えておりまして、そのことにつきましてご意見をいただきたいと思っております。

○委員長（広地紀彰君） 西田委員。

○委員（西田祐子君） この分科会が最初できたときの考え方は、自分たちの所管事務調査に関して懇談するのではなくて多くの町民との意見を聞きたい、懇談をしたいというのが目的でしたので所管事務調査に全く関係ない、産業厚生常任委員会なら産業厚生常任委員会の下につくようないろいろな団体など町民との懇談をして広く情報を集めるのが目的なので、そこにこだわらなくてもいいのではないかと思います。むしろこだわってしまうと範囲が小さくなってしまわないかと思うのです。そのとき正副委員長で相談されて、今回は適当な団体がないのでこのような団体ともなかなか会う機会がないので懇談しましょうと、子育てをやっているのに関係ない農業関係者の方たちと懇談してもいいと思うのです。その辺はもっと柔軟に、正副委員長で考えていただければいいのではないかと思います。

○委員長（広地紀彰君） 及川委員。

○委員（及川 保君） 全く西田委員のおっしゃるとおりなのです。当初分科会を私たちが設置して、町内のあらゆる団体ときちんと懇談しようというのが主の目的のはずが、いつの間にか所管事務調査と絡めないとだめみたいな話に変わってしまったのです。これは少しまずい、だんだん縮小してやりづらくして、さらに議会と町民との間を少しでも狭めようという当初の目的がすっかり変わってしまったような捉え方で、いつの間にかやけに狭められてできなくしているような状況になってしまっているのです。副委員長からコロナの関係という話もありましたが、このような時こそいろいろな団体とやるべきなのです。それをなぜかできなくなっているのです。これは本末転倒ではないですか。ぜひ実行していただきたいです。

○委員長（広地紀彰君） 私もそれでいいと思っておりますし、若干の経緯としては、当初は今及川委員、西田委員のご指摘のとおりで、この分科会の制度ができた当初は産業厚生分科会が広報公聴常任委員会の中にあつたのです。広報広聴活動の一環として分科会が進められたのです。そのときは所管

事務調査は全く関係ありませんでした。この10年間の広報広聴常任委員会の議論の中で、所管事務調査を進めていくにあたってより町民の皆さんの視点や意見を踏まえた中で所管事務調査を進めていくための一つの方策として、分科会が総務文教常任委員会と産業厚生常任委員会のほうにそれぞれひも付いた形になってきているのです。ただ、趣旨としては広く町民の皆様と意見交換をする場として重要な機能を果たしている分科会ですので、基本的に所管事務調査を進めていくにあたって、産業関係、漁業だったら漁業関係者に話を聞いていくという流れは大事かと思うのです。そこにとらわれて小さくなってしまったり、範囲が狭まってしまうようでは本末転倒なので、広くそこにちょうど加盟している団体があればぜひそこにといいと思うのですが、例えば、タイムリーな、今ならこの団体と話したらいいのではないだろうかとか、そのようなその時々委員の皆様の見解でその辺りは進めていいのではないかと思います。なかなか難しいからできないというのではなくて、その中に見出せないのであれば別の団体と是非ということで、分科会活動を活性化するという観点で森副委員長がおっしゃったような形で柔軟に進めていく形で整理をしたいと思います。

西田委員。

○委員（西田祐子君） ぜひそのような方向で進めていっていただきたいと思います。

大事なことは、当初つくったときからいろいろな団体と懇談はしているのです。けれども、これをつくった本来の目的は、そのようなところのないような小さな個人のサークルであったり、そのようなところまで目を向けようということだったので、もっと柔軟にというのは決められた団体ではなくて普通のお母さんたちのサークルであったり、若い方たちのグループ、音楽が好きで集まっているグループなど、そのようなところでもいいから懇談しようというのが目的だったので、本当にもっとざっくばらんにできればいいと思いますのでその辺をよろしくお願いしたいと思います。

○委員長（広地紀彰君） これは回数が何かの条例によって規定されているわけではないですし、私どもの押さえとして基本的には所管事務調査に町民の意見を反映させていくという流れは一つ押さえたいと思います。ただ、そこにこだわることなく様々な方たちの交流も大事にするべきではないかということで、森副委員長としてはよろしいでしょうか。

○委員長（広地紀彰君） それでは、そのような押さえをして今後の分科会活動を進めていきたいと思います。

ほかにその他でございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広地紀彰君） それでは、次回の委員会については正副委員長で協議の上別途通知をしたいと思います。

◎閉会の宣告

○議長（広地紀彰君） これにて産業厚生常任委員会を閉会いたします。

（午前11時54分）